2018年度 関西学院大学ロースクール B日程

一般入試 (法学既修者) 特別入試 (夜間社会人)

民 法 問題

《9:30~11:30》

〇開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【民 法 問題】

次の〔事例1〕から〔事例3〕を読んで、以下の各設問に答えなさい。 なお、〔事例1〕から〔事例3〕は相互に全く関係ないものとする。

[事例1]

Xは、2017年7月20日、Yとの間で西宮市内の甲土地を代金2000 万円で購入する契約(以下「契約①」という。)を締結した。

契約①によれば、同年 8 月 1 日、N銀行において X が Y に対して上記代金全額を支払い、 a 同時に、法務局にて Y が X に対して甲の所有権移転登記手続を行い、かつ甲土地の引渡しを行う予定であった。ところで、同日、 b X は代金支払いの準備をして X 取役に赴いたが、他方、 Y は甲土地の所有権移転登記手続及び引渡しの準備を全くしていない状況であり、 X は、その日はあきらめて帰宅した。

〔設問1〕

- (1) 下線部 b において X のした行為を何と言うか、条文上の根拠を示して答えなさい。
- (2) Xは契約①の解除をしたいと思っているが、その場合の条文上の根拠は何か、また、それに従いXは何をすべきか、説明しなさい。
- (3) Xが、上記(2)で「すべき」ことをした場合、それだけで解除は有効となるか説明しなさい。なお、説明の際には下線部aを考慮にいれること。

[事例2]

Xは、2017年7月20日、Yとの間で西宮市内の甲土地を代金2000 万円で購入する契約(以下「契約②」という。)を締結した。

契約②当日、Xは、手付として200万円をYに交付し、同年8月20日、N銀行において残代金を支払い、同時に、法務局においてYのXに対する甲土地の所有権移転登記手続を行い、かつ甲土地の引渡しを行う予定であった。ところで、甲土地は、実はYの所有物ではなく、Zの所有物であったところ、7月25日、Yは、Zから甲土地を買い受けて、直ちにY名義の所有権移転登記手続を済ませた。しかし、Yは、Xに売却するのは得策でないと考え、7月30日、Xとの契約②の解除を決断した。他方、Xは予定通り8月20日に代金の支払いをするつもりであるが、7月30日時点で残代金の支払いの準備は全くしていない。

〔設問2〕

- (1) Yから契約②を解除する場合、どのような法的根拠が考えられるか、 指摘しなさい。
- (2) Xは、Yによる契約解除の効力を否定したい場合、Yに対してどのような反論ができるか、説明しなさい。
- (3) Xに対するYによる契約②の解除は有効か。判例の見解によって説明しなさい。

[事例3]

12歳のAは、父親Bが酒乱で母親Cに対する家庭内暴力も絶えず、家庭的情愛が欠如するなかで育ち不良化(喫煙・万引き)していたが、B及びCのもとで養育されていた。Aは、流行の衣類や小遣い銭欲しさから、近所の10歳のDを脅かして金をまきあげた上、暴行して怪我を負わせた。

〔設問3〕

- (1) 下線部に注目して、A自身が不法行為責任を負う場合に必要な要件 は何か、また、判例ではどのようになっているか、答えなさい。
- (2) DがB及びCに対する損害賠償請求をする場合に、その法的根拠は何であり、また、同請求が認められるか、次の2つの場合に分けて説明しなさい。
- ① 上記(1)で解答した要件をAが満たす場合
- ② 上記(1)で解答した要件をAが満たさない場合

【出題趣旨】

次の〔事例1〕から〔事例3〕を読んで、以下の各設問に答えなさい。なお、〔事 例1〕から〔事例3〕は相互に全く関係ないものとする。

[出題趣旨]

[設問1]は、土地の売買契約における履行遅滞による契約解除の手続、および契約解除と同時履行の抗弁権の関係について、[設問2]は、土地の売買契約における売主からの手付倍額償還による解除と履行の着手の関係について、問うものである。[設問3]は、12歳の少年に強盗され、暴行・傷害を受けた者(10歳)の親権者が、同少年の親権者に対し損害賠償請求をした場合の帰趨について、それぞれ問うものである。

【解説・採点基準】

次の〔事例1〕から〔事例3〕を読んで、以下の各設問に答えなさい。なお、〔事例1〕から〔事例3〕は相互に全く関係ないものとする。

[事例1]

Xは、2017年7月20日、Yとの間で西宮市の甲土地を代金2000万円で購入する契約を締結した。

同契約によれば、同年8月1日、市内N銀行にてXがYに対して上記代金全額を支払い、同時に、法務局にてYがXに対して甲の登記移転手続きを行い、かつ甲土地の引渡を行う予定であった。ところで、同日、Xは代金支払いの準備をしてN銀行に赴いたが、他方、Yは甲土地の登記移転・引渡しの準備を全くしていない状況であり、Xは、その日はあきらめて、自宅に引き上げた。

〔設問1〕

- (1) 下線部においてXのした行為は何と言うか、条文上の根拠を示して答えな さい。
- (2) Xは同契約の解除をしたいと思っているが、その場合の条文上の根拠は何か、また、それに従いXは何をすべきか、説明しなさい。
- (3) 上記(1)での解答を踏まえ、Xが、上記(2)で「すべき」ことをした 場合、それだけで解除は有効とされるか、説明しなさい。

[設問1]の[解説・採点基準](以下、合計40点)

(1) について (5点)

弁済の提供または履行の提供である。条文上の根拠は、その定義に関連するものとしては、民法493条(弁済の提供の方法)である<u>(5点)</u>。なお、民法492条(弁済の提供の効果)を挙げてもいいが、同条は、その効果(債務不履行責任の免責)に着目した規定である。

(2) について(15点)

Xによる契約の解除の根拠として考えられるのは、債務不履行(履行遅滞)であり、民法 5 4 1 条が根拠となる (5 $\underline{k})$ 。〔事例 1] の場合、Y は確定期限に債務の履行をしなかった、つまりY の債務の確定期限が経過しており、遅滞に陥っている(民法 4 1 2 条 1 \underline{q}) (5 $\underline{k})$ 。そこで、Y が、遅滞について帰責事由がないことを立証しない限り、X は、民法 5 4 1 条に従い、「相当な期間を定めてその履行の催告をし、その期間に履行がないとき」は、契約を解除できる (5 $\underline{k})$ 。

(3) について(20点)

[事例1]では、Xの債務とYの債務とは、同時履行の関係だから、仮にYに同時履行の抗弁権(民法533条)があれば、Yは履行遅滞とならないから、Xとしては、Yの同時履行の抗弁権を消滅させておかないと、契約解除はできない $(5 \, \mathrm{L})$ 。ところで、[事例1]では、Xは、履行期である2017年8月1日に、一度は、代金支払いの準備をして履行の提供(民法492・493条)をしているので、Yの同時履行の抗弁権はいったん消滅する $(5 \, \mathrm{L})$ 。しかし、その後に解除する場合、Xは、再度の履行の提供をしないとならないか、であるが、判例(大判昭3・10・30など多数)・通説は、契約解除の場合、再度の履行の提供は不要としている $(5 \, \mathrm{L})$ 。よって、Xは、再度の履行の提供をしなくとも、民法541条の手続後、それだけで(もっともYの履行がなければ、であるが)、解除は有効である $(5 \, \mathrm{L})$ 。

[事例2]

Xは、2017年7月20日、Yとの間で西宮市の甲土地を代金2000万円で購入する契約を締結した。

同契約当日、Xは、手付として200万円をYに交付し、同年8月20日、市内N銀行にて残代金を支払い、同時に、法務局にてYのXに対する甲土地の登記移転手続を行い、かつ甲土地の引渡しを行う予定であった。ところで、甲土地は、実はYの所有物ではなく、Zの所有物であったが、7月25日、Yは、Zから甲土地を買い受けて、直ちにY名義の移転登記を了した。しかし、YはXに売却するのは得策でないと考え、7月30日、Yは、Xとの同契約の解除を決断した。他方、Xは、同契約を解除するつもりは全くなく、予定通り8月20日、代金の支払いをするつもりだが、7月30日時点で残代金の支払いの準備は全くしていない。

〔設問2〕

- (1) Yから同契約を解除する場合、どのような法的根拠が考えられるか、指摘 しなさい。
- (2) Xは、Yによる契約解除の効力を否定したい場合、Yに対してどのような 反論ができるか、説明しなさい。なお、Xの反論として、損害賠償請求を検 討する必要はない。
- (3) Xに対するYの解除の効力は認められるか、判例の見解によって説明しな さい。

〔設問2〕の〔解説・採点基準〕(以下、合計20点)

(1) について(6点)

本問におけるXの手付は「解約手付」と推定され、民法557条1項により、Yからは手付の倍額償還による解除が可能だが、Yとしては、この点を主張すべきである (6点)。

(2) について (7点)

次に、X としては、同条 1 項が「当事者の一方が契約の履行に着手するまでは」解除ができるとするのを根拠に、Y が他人物甲の所有者 Z からの移転登記を了し、同契約の履行の着手をした以上、解除はできない、と反論できる $(7 \, \underline{L})$ 。なお、この反論は、判例(最判昭和 4 0 \cdot 1 1 \cdot 2 4) の少数意見(横田正俊裁判官)と同様であり、その根拠は、履行に着手した当事者の相手方は、履行を受けることの期待を有するようになり、不測の損害を被る可能性があるから、である。

(3) について (7点)

判例(最判昭和 $40 \cdot 11 \cdot 24$ 、多数意見)によれば、解除しようとしている者が履行に着手している場合でも、相手方が履行に着手してなければ、相手方に不利益にならないから、解除はできる、とするものである。本間では、Xは、7月30日時点で、なお残代金の支払いの準備を全くしていないから、何らの損害を被るものではなく、Yからの解除が可能である(7点)。

[事例3]

12歳のAは、父親Bが酒乱で母親Cに対する家庭内暴力も絶えず、家庭的情愛が 欠如する中で育ち不良化(喫煙・万引き)していたが、B・Cのもとで養育されてい た。Aは、流行の衣類・小遣い銭欲しさから、近所の10歳のDを脅かして金をまき あげた上、暴行して怪我を負わせた。

〔設問3〕

- (1) 下線部に注目して、A自身が不法行為責任を負う場合必要な要件は何か、 また、判例ではどのようになっているか、答えなさい。
- (2) D(ただしDの親権者が代理人)がB・Cに対する損害賠償請求をする場合、その法的根拠は何であり、また、同請求が認められるか、次の2つの場合に分けて説明しなさい。
- ① 上記(1)で解答した要件がAにある場合
- ② 上記(1)で解答した要件がAにない場合

[設問3]の[解説・採点基準](以下、合計40点)

(1) について (16点)

責任能力(「自己の行為の責任を弁識するに足りる知能」)(民法 7 1 2 条)である (8 点)。判例(大判大 4 ・ 5 ・ 1 2 および大判大 6 ・ 4 ・ 3 0)によれば、責任能力が備わる基準は 1 2 歳前後とされている (8 点)。

(2) について (24点)

Dは、賠償資力のことを考えて、未成年者であるAの親権者のB・Cに対して、民法 7 1 4 条 1 項(監督義務者の責任)による請求が可能である $(6 \, \underline{k})$ 。しかし、民法 7 1 4 条 1 項により監督義務者が責任を負う場合、民法 7 1 2 条で、未成年者に責任能力がないことが前提とされている $(6 \, \underline{k})$ 。ところで、本問では、判例による以上は、 1 2 歳のAに責任能力があるかどうか、不明である。Aに責任能力がある①の場合は、民法 7 1 4 条 1 項の「反対解釈」を採る場合、B・Cに監督義務者責任はないことに なる $(6 \, \underline{k})$ 。反対に、Aに責任能力がない②の場合は、民法 7 1 4 条 1 項が適用されるから、同条 1 項但書の免責事由が立証されない限り、B・Cに監督義務者責任があることになる $(6 \, \underline{k})$ 。

【講評】

問題原案を修正して、用語を挙げさせる問題を入れたり、問題をシンプル化したりした結果か、全体として出来は悪くはなく、相当数が満点の半分を超えていた。ただ、例えば〔設問 1〕について言えば、そもそも「履行の提供」(弁済の提供)という言葉が出てこない人もおり、また、履行の提供・同時履行の抗弁権・履行遅滞による契約解除の関係が十分に整理できていない人も相当見られた。基本的な事項の出題だったので、〔設問 2〕・〔設問 3〕も含めて、自分は出来た人と思われる人も含めて、より一層、基本的な事項の見直しの勉強が必要、と思われる。